

平成29年4月18日

神奈川県知事

黒岩 祐治 殿

公益財団法人公益法人協会

理事長 太田達男

公益財団法人助成財団センター

理事長 山岡義典

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

会長 深尾昌峰

認定特定非営利活動法人日本NPOセンター

代表理事 早瀬昇

貴県における公益認定等審議会におかれましては、平素より「公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする」公益認定法の目的に沿って、民間公益活動の育成と推進のため、格別のご尽力を賜り敬意を表するものです。

さて昨年11月28日付けで、貴県同審議会より一般財団法人かわさき市民しきん（以下「申請法人」という）の公益認定申請に関し、神奈川県知事に対し公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当とする答申が出され、これを受け神奈川県知事による不認定処分が行われているものと存じます。

公表されております答申書による不認定とする理由は、下記Ⅰの通りと理解されますが、私どもはこの理由につきまして賛成いたしかねる論点を含んでいることから、平成29年2月16日に同審議会委員長宛て、下記Ⅱの3点について質問をさせていただいたところ、3月27日、同審議会事務局より個別事業者に係る案件であるので第三者には回答できない旨の回答をいただきました。

もとより、不認定理由に係る質問への回答が個人情報に係るものや、法人情報であっても公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、一般に公開されないとする考え方は理解できますが、本件はそのいずれにも該当せず、むしろこれらを公開されることにより今後公益認定申請を希望する法人の参考情報として極めて貴重なものであり、ひいては県政に対する県民の理解を深め、相互の信頼関係を一層推進するものと信じます。

また、不認定処分を受けた当該法人もこれを公開することを希望していることを付け加えます。

本件につきましては、当該法人のみならず、既存の助成財団や地域に密着し社会的課題解決のため助成活動を行う全国のコミュニティ財団にとっても看過できない問題であり、高い関心を寄せていることから、再度下記Ⅱの3点につきまして担当行政庁である神奈川県知事

にお尋ねさせていただくものです。

記

I 不認定を相当とする理由

答申書は、申請法人の「助成事業について公益認定法別表に掲げる公益目的事業に該当するか否かの判断を行うことができないため、同法第5条第1号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができない。」と結論し、その「公益目的事業に該当するか否かの判断」ができない理由として、2点の考え方を示しています。

第1点は、『助成の対象となる事業について、申請書では「地域で必要とされている事業」でその対象分野は「子ども、高齢者、障害者、環境、多文化共生、コミュニティづくり」とされるに留まり、「子どもの貧困」、「健康づくり」等の一部の例示はあるものの、その具体的な目的や内容については、申請法人自らが決定するものではなく、「事業支援しきん あとおし」においては助成を受けて事業を実施しようとする者が、「意志実現しきん いしずえ」においては寄附を行う者がそれぞれ提案することとされており、明示されていない』としています。

第2点は、『また、すべての応募について選考委員会で実現可能性、波及効果等について審査を行うこととしているが、具体的な審査基準は明らかにされていない。よって、助成の対象となる事業の具体的な内容が想定できず、申請法人が助成により間接的に達成しようとする目的が公益であることを申請書からは確認することができない』としています。

II 質問

1 申請法人自らが決定するものではないとする理由を具体的にお示してください。

答申書は、『その具体的な目的や内容については、申請法人自らが決定するものではなく、「事業支援しきん あとおし」においては助成を受けて事業を実施しようとする者が、「意志実現しきん いしずえ」においては寄附を行う者がそれぞれ提案することとされており、明示されていない。』と判断しています。

しかし、「あとおし」及び「いしずえ」は、申請法人が助成対象とする社会的課題6分野を示してこれに賛同する寄附者を公募しています。とくに「あとおし」の場合、申請法人が自主的に選択した特定の事業（事例「中学生向け暴力防止プロジェクト」、「ダンスを通して「障がい」という垣根をなくしたい」）を実施する団体への賛同者を募ります。

6分野の決定及び助成対象団体の選定は、申請法人の設置する選考委員会が決定し、理事会において最終決定する仕組みとなっています。このような自主的な決定プロセスのどこを指して、「申請法人自らが決定するものではなく、助成対象団体若しくは寄附者が提案する」と判断されるのか、私どもには理解不能です。

2 具体的な審査基準としてどのようなものが必要とお考えですか。

答申書は「具体的な審査基準は明らかにされていない」としていますが、申請法人の公開

している「選考委員会設置要項」並びに「事業支援しきん あとおし 実施要項」及び「意志実現しきん いしずえ 実施要項」によれば、どのような事業を助成対象としているかがわかります。貴審議会が「公益であることを申請書から確認する」ためにはどのような選考基準を必要とされるのか具体的にお示してください。

なお、公益目的事業のチェックポイントのうち「13」助成（応募型）」では、6点のチェックポイントを掲げていますが、選考基準とか選考規程などの項目はありません。この理由は第21回公益認定等委員会（平成19年10月19日）議事録該当箇所（*）をご覧ください。できれば明らかです。

（*）事務局 それから、2点目の「助成の対象となるべき者」という言い方をしているのは、実は先ほど高橋参与から御指摘もありましておっしゃるとおりですけれども、選考基準とか、あまり細かいものを立てるということを要求すると、それは先ほど出口委員からも御指摘のあったように社会変化に応じた逐次の対応ができなくなるということもあって、あまり細かいものを立てるのはよろしくないという判断もあり、「選考の基準」という言葉ではなくて「対象となるべき者」くらいのふわっとした言い方にしているということがございます。「選考の要件」とか「基準」とか、もうちょっと厳しい書き方もほかの事業区分ではしていますけれども、ここはちょっと工夫をしてこういう書き方にさせて頂いております。

3 公益認定された類似先行事例との相違についてお示してください。

新公益法人制度施行により、すでに全国で多くのコミュニティ財団が発足し、公益認定を取得しています。当該申請法人もそれらコミュニティ財団をモデルに設立し、助成及び募金スキームもほぼ同様です。

貴審議会の公益認定を相当とするとの答申を受けて、公益認定された公益財団法人かながわ生き生き市民基金の「エラベル」という助成事業のスキームは、本件申請法人の「あとおし」と同様です。「エラベル」は公益目的事業として認定し、「あとおし」はなぜ公益目的事業として認定できないのか、根拠をご教示ください。

以上3点について、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本質問は、質問4団体のホームページ等に掲載し、公開いたしますのでお含みおきください。

以上、

※参考：共同質問団体プロフィール

- 公益財団法人公益法人協会：理事長・太田達男。1972年民間の出捐により設立された公益法人で、2009年4月に公益認定を取得しました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。
- 公益財団法人助成財団センター：理事長・山岡義典。民間の助成財団や経済界の出捐により、助成団体に関する日本で唯一の情報センター・支援センターとして1988年に設立され、2009年に公益財団法人に移行しました。助成・表彰・奨学等の事業を行う助成団体の情報

センターとして、その活動や運営をサポートするとともに、助成を希望される方々と助成財団の橋渡し、助成財団の役割について広く社会に発信しています。

- 一般社団法人全国コミュニティ財団協会**：会長・深尾昌峰。2014年に地域社会において寄付や社会投資を促す存在としての市民コミュニティ財団が連携して結成した協会。自己規律とアカウンタビリティ等の役割を果たすことによりコミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促してその持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的に活動しています
- 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター**：代表理事・早瀬昇。1996年11月に発足。1999年5月に法人認証。2011年6月国税庁認定、2015年12月に東京都認定を取得しました。民間非営利セクターに関するインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、NPOの社会的基盤の強化を図り、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざしています。